

競争ルールの検証に関するWG（第37回） 事業者ヒアリング資料

＜事業法3年後検討に関する各種課題＞

2022年 11月29日
ソフトバンク株式会社

1. **通信料金と端末代金の完全分離に係る法改正の効果と課題について**
2. **行き過ぎた囲い込みの禁止に係る法改正の効果と課題について**
3. **その他、モバイル市場における公正競争確保に関する課題について**

1. **通信料金と端末代金の完全分離に係る法改正の効果と課題について**
2. 行き過ぎた囲い込みの禁止に係る法改正の効果と課題について
3. その他、モバイル市場における公正競争確保に関する課題について

1. これまでのまとめ【通信料金と端末代金の分離】

2019年8月「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」

事業法改正の 目的・措置

目的

- 通信料金収入を原資とする過度な端末代金の値引き等を根絶
- 通信市場・端末市場の双方の一層の競争促進

措置

- 通信役務の利用者に対する端末代金の値引き等に一定の厳しい上限を設定



2022年9月「競争ルールの検証に関する報告書 2022」

事業法改正後の 本WG評価

- 低廉な料金プランの提供、乗換え円滑化の取り組みにより、事業者や料金プランを選択しやすい環境が整ってきた
- これまでの成果として、国民利用者に料金低廉化の恩恵が広がっている
- 極端な端末値引については、通信料金のみならず「転売ヤー」問題等弊害をもたらすおそれがある

1. 弊社考え【通信料金と端末代金の分離】

規律趣旨や市場状況を踏まえ、
現行規律の禁止事項/上限額は維持が妥当、一部見直しが必要

現行の規律

弊社考え

| | 現行の規律 | 弊社考え |
|---|--|------------------------------------|
| 1 | 端末購入 (回線セット) / 新規条件の通信料割引：禁止 | 見直し不要 |
| 2 | 端末購入 (回線セット) / 新規条件 + 継続条件の利益提供：禁止 | |
| 3 | 端末購入 (回線セット) 条件の利益提供：上限2万円 ※ 端末単体販売の利益提供は規制なし | 安値販売・転売抑制のため 端末売価の適正化が必要 |
| 4 | 新規条件の利益提供：上限2万円 ※ 代理店→ユーザーへの利益提供は規制なし | 抜け道になり得るため 一部見直しが必要 |

後述

後述

1. 端末購入条件の利益提供 ①

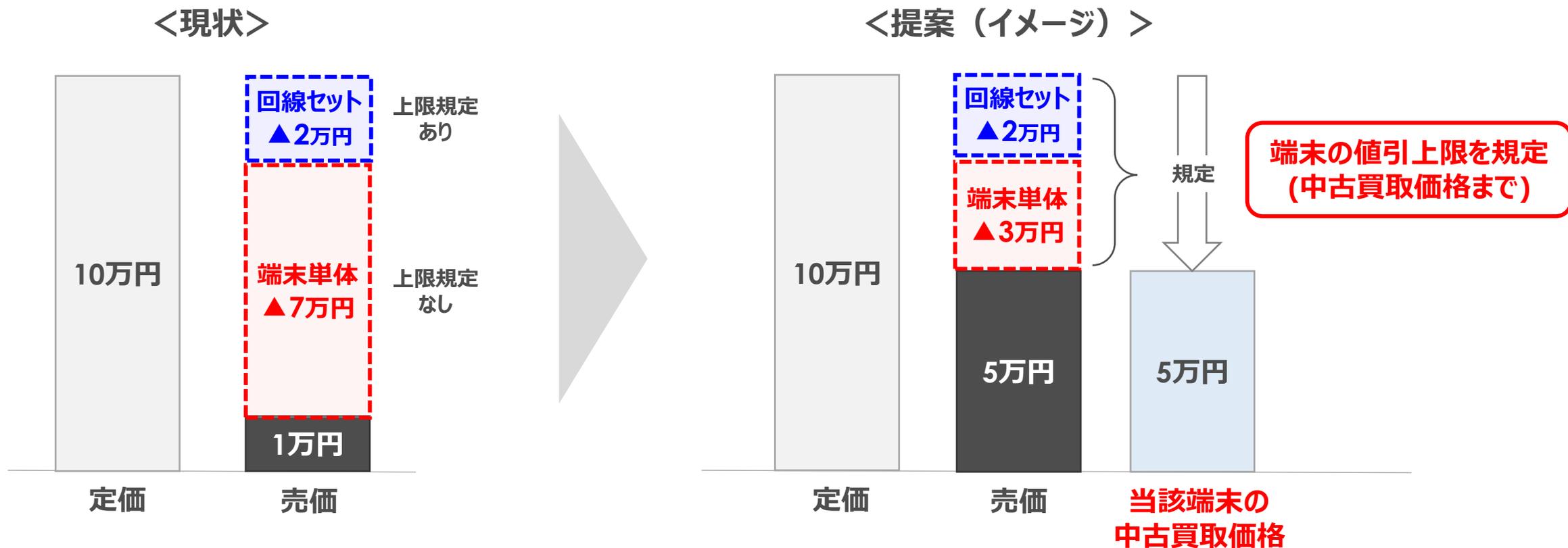
過度な安値販売により想定される弊害
(2022年9月「競争ルールの検証に関する報告書 2022」)

- **MVNOの淘汰**
(MNOの寡占状態の強まり)
- **中長期的な電気通信市場全体の発達を阻害**
(MNO間の消耗戦による、インフラ整備やサービス開発への投資余力の減少等)
- **端末を買い換える利用者だけが過度な利益を享受**
(端末の買い換え頻繁の差による利用者間の不公平が発生)
- **大幅な割引がされるメーカーとされないメーカー間の競争の歪み**
- **大幅に割引される端末によっては、先進的な技術の普及を阻害**
(例えば、ミリ波対応端末より、対応していない端末が大幅割引される場合)
- **新品の端末が中古端末よりも安く販売されると、中古端末市場に影響**
- **いわゆる「転売ヤー」問題の発生**

- ✓ 端末の過度な安値販売は望ましくない
- ✓ 抑制のためには**業界統一ルールが必要**

1. 端末購入条件の利益提供 ②

回線セットの上限2万円に加え、
 端末単体値引を含めた値引上限額を設定してはどうか
 (回線セット値引 + 端末単体値引)



1. 端末購入条件の利益提供 ③

追加ルール案
(値引上限)

中古買取価格がある場合：当該端末の中古買取価格まで
中古買取価格がない場合：2万円



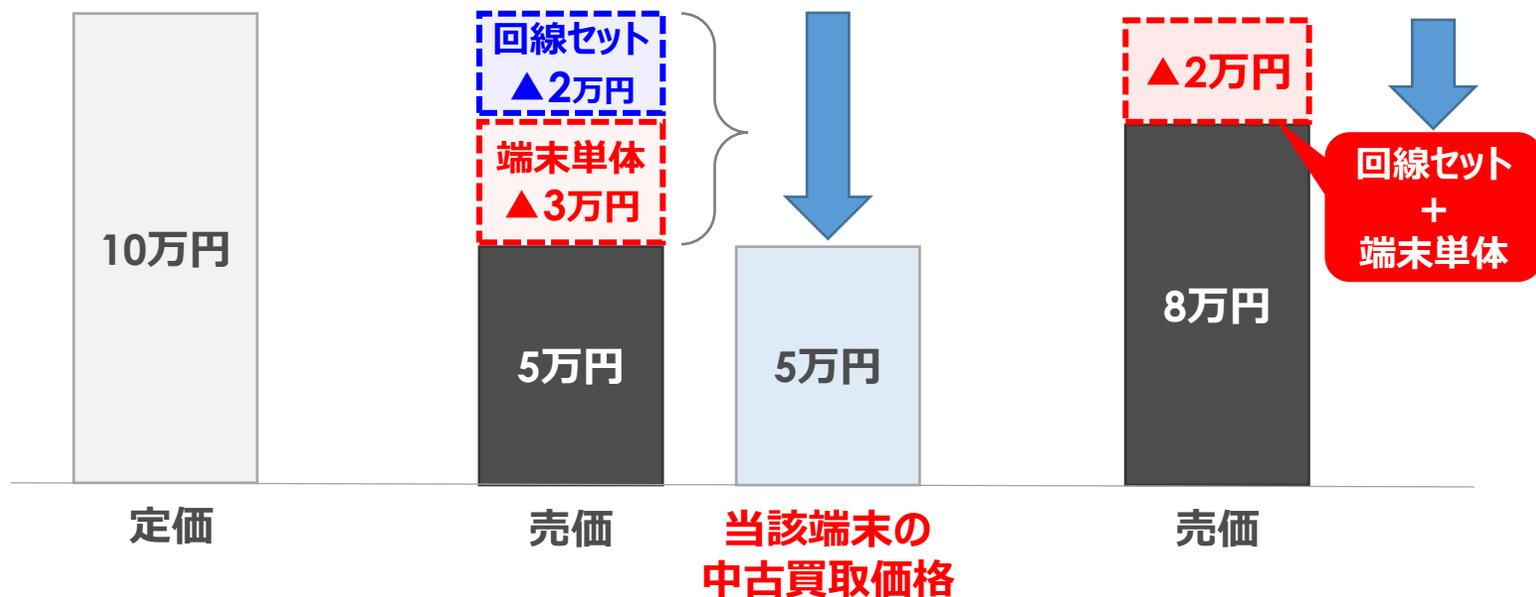
端末購入 (回線セット) 時



SIMのみ新規契約時

中古買取価格あり

中古買取価格なし
(端末発売当初)



上限2万円 ※現行どおり

1. 新規契約条件の利益提供

SIMのみ新規契約の利益提供は、
ユーザーへの還元額合計を規制対象とするべき



1. 通信料金と端末代金の完全分離に係る法改正の効果と課題について
- 2. 行き過ぎた囲い込みの禁止に係る法改正の効果と課題について**
3. その他、モバイル市場における公正競争確保に関する課題について

2. これまでのまとめ【行き過ぎた囲い込みの禁止】

2019年8月「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」

事業法改正の 目的・措置

目的

- 事業者間の公正な競争のために、スイッチングコストを抜本的に低下

措置

- 不当な「縛り」である違約金が高い契約、期間拘束有無の差額が大きい契約等を禁止
- 継続利用割引が不当な囲い込みの手段とならないよう一定の規律を設ける



2022年9月「競争ルールの検証に関する報告書 2022」

事業法改正後の 本WG評価

- 違約金の撤廃等により**スイッチングコストが低下**し、利用者による事業者の乗換え・料金プランの見直し等が活発化する中、事業者間での利用者の獲得競争が激しくなっている
- MNO3社による違約金の撤廃など既往契約の解消に向けた道筋も見えてきており、**改正法が目指した目的は達成**されつつある

2. 弊社考え【行き過ぎた囲い込みの禁止】

規律趣旨や市場状況を踏まえ、「**継続利用割引**」の一部見直しが必要

| | 現行の規律 | 弊社考え |
|---|-------------------------|--|
| 1 | 2年を超える期間契約 : 禁止 | 見直し不要 |
| 2 | 期間契約有無の料金格差 : 上限 170円/月 | |
| 3 | 期間契約の解除料 : 上限 1,000円 | |
| 4 | 継続利用割引 : 上限 1ヵ月分の料金/年 | <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>規律趣旨に反した過剰な規制 対象範囲の見直しが必要</p> </div> |

後述

2. 継続利用割引

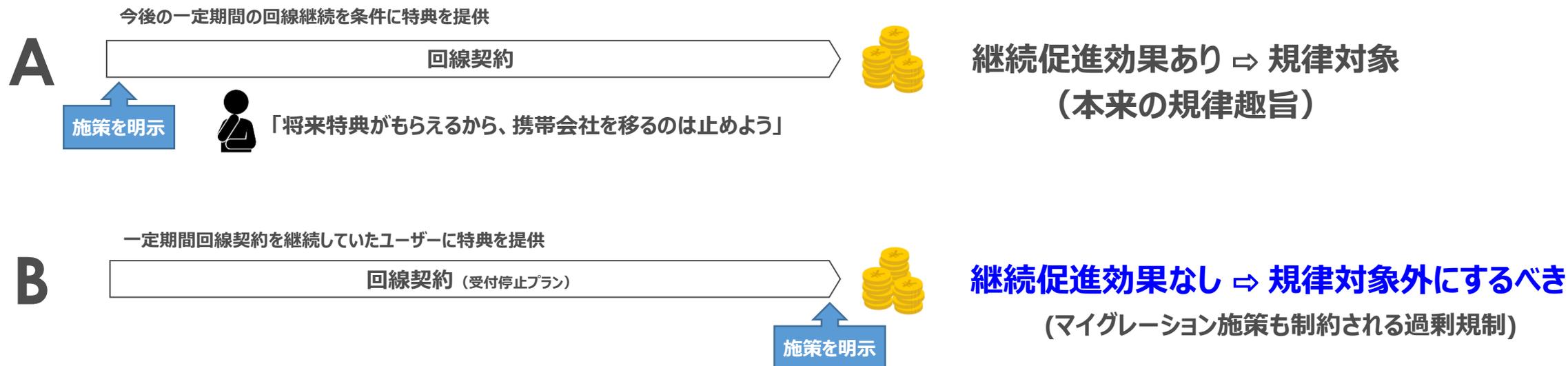
規律の趣旨に反していないものは「継続利用割引」の対象外とするべき

規律
趣旨

契約を一定期間継続して締結していたことを理由として利益を提供することにより、
一定期間を経過するまでの間に事業者を変更する利用者の意向を抑制する効果 ⇒ **金額上限を設定**

2019年8月「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見募集結果（総務省考え方28）

現行の規律対象範囲

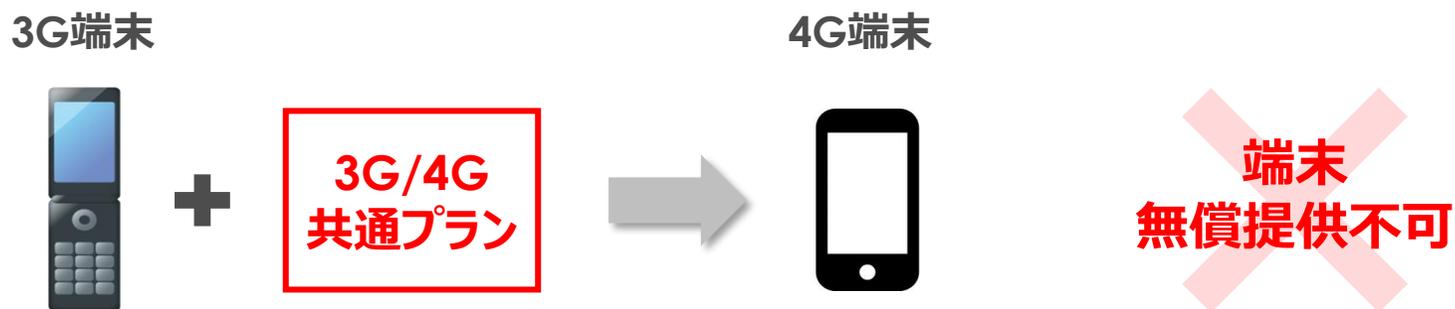
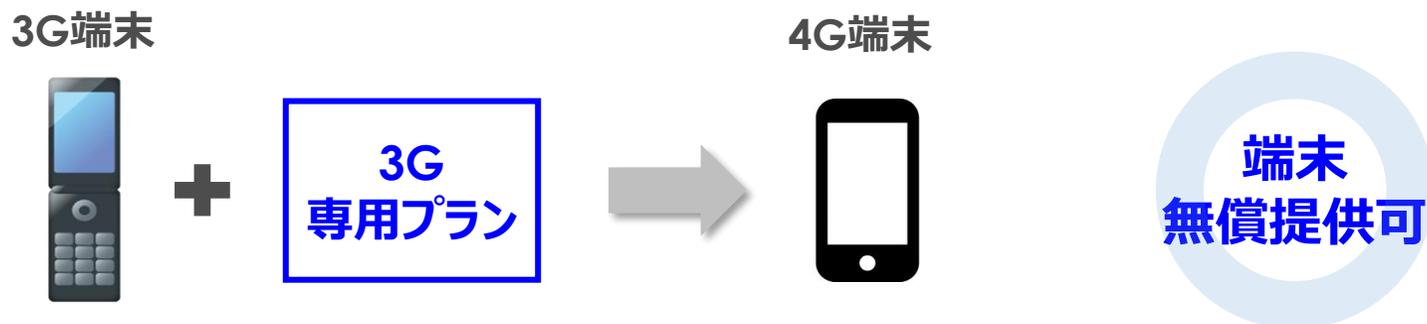


1. 通信料金と端末代金の完全分離に係る法改正の効果と課題について
2. 行き過ぎた囲い込みの禁止に係る法改正の効果と課題について
3. その他、モバイル市場における公正競争確保に関する課題について

3. その他（通信方式変更のための特例規定）

3G端末利用者であっても加入プランによっては特例適用不可

⇒ 消費者保護観点から公平に適用されるべき



The logo consists of two horizontal gray bars stacked vertically, positioned to the left of the text.

SoftBank